

令和 8 年度

厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務

＜公募型プロポーザル実施要領＞

令和 8 年 9 月

厚真町まちづくり推進課

政策推進グループ

厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、厚真町新エネルギー導入可能性調査等業務（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

当町は、令和元年以降、エネルギー地産地消事業等により太陽光発電施設や蓄電池設備等の整備を進め、これにより町内に分散型エネルギーリソースを構築することで災害レジリエンス強化や脱炭素化を推進してきた。本業務では、町内で発電される余剰電力を用いた水素製造及び燃料電池や防災インフラ機器等の公共施設導入、F C 電動サイクル等の観光・関係人口創出に寄与する水素コンテンツの導入可能性、さらにはB I P VやE Vを用いたノード型スマートグリッド構築（新庁舎エリア）の可能性を調査することを目的とする。また、新エネルギーの活用に関して住民周知や普及促進に向けたイベント等の企画提案を行うものとする。

2 事業概要

（1）業務名称

厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務

（2）事業内容

別紙「厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

（3）完了期日

契約締結日の翌日～令和9年2月19日(金)

※業務実績報告書が提出された日から起算し、10日以内に完了検査及び業務受渡しを行う。

（4）契約

本プロポーザル終了後、町と優先交渉権者の間で協議を行い、その後、随意契約を締結する。

（5）提案限度額

限度額 6,600,000円（消費税及び地方消費税含む）

上記提案金額については契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約するものではないことに留意すること。

3 優先交渉権者の選定方法

公募型プロポーザル方式とし、1次審査は事務局（厚真町まちづくり推進課）が行い、2次審査は「厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務選考委員会（以下「選考委員会」という。）」の審査により優先交渉権者を選定する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者は、本業務の遂行に必要な能力を有する単独企業または複数の企業で構成する共同事業体とし、本プロポーザル公募開始時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- ① 単独企業または共同事業体の代表企業は、日本国内に本社・本店を置く企業で、プレゼンテーション、協議・打合せ、調査等において訪町することが可能であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ③ 厚真町から指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑤ 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱（平成 25 年 1 月 1 日施行）に該当しない者であること。
- ⑥ 公租公課の滞納がないこと。
- ⑦ 以下の実績要件を満たすこと。

同種・類似業務の実績（同種・類似業務の種別及び範囲は仕様書に記載のとおりとする。）

日本国内における国等（独立行政法人含む）又は地方公共団体等および民間が発注する同種・類似業務で直近 5 年における実績を有すること。ただし、開設 1 年未満の事業者で当該事業所としての実績がない場合でも代表者および本業務担当技術者の直近 5 年における実務実績をもって足りるものとする。

- ⑧ 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 日 程

項 目	期 間 等
公募開始（実施要領・仕様書等公表）	令和 8 年 9 月 28 日（月）
質問受付期間	令和 8 年 9 月 28 日（月）～令和 8 年 10 月 6 日（火）
参加表明書受付期間	令和 8 年 9 月 28 日（月）～令和 8 年 10 月 16 日（金）
参加資格審査結果通知	令和 8 年 10 月 19 日（月） ※予定
業務提案書受付期間	令和 8 年 10 月 19 日（月）～令和 8 年 11 月 6 日（金）
一次審査（書類審査）結果通知	令和 8 年 11 月 10 日（火） ※予定
二次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 11 月 16 日（月） ※予定
結果通知	令和 8 年 11 月 18 日（水） ※予定
協議期間	令和 8 年 11 月 18 日（水）以降
委託業務契約	令和 8 年 11 月下旬 ※予定

注：日程は変更となる場合があります。

※1 詳細協議

ア 優先交渉権者は、本事業の実施に係る諸条件について町との間で詳細な協議を行う。

イ 優先交渉権者は、町との詳細な協議が整えば契約手続きに進むものとする。

ウ アの優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点事業者と詳細協議を行い、契約候補者を決定する。

6 参加表明書の提出

(1) 受付期間 令和8年9月28日(月)から令和8年10月16日(金) 午後5時まで

(2) 提出書類

ア 参加表明申込書【様式1号】

イ 構成企業届【様式2号】※共同事業体で参加する場合のみ提出すること。

ウ 法人概要【様式3号】※共同事業体で参加する場合は各社の法人概要を提出すること。

エ 同種業務・類似業務等実績報告書【様式4号】

※本事業の同種・類似業務に関する実績を記載すること。ただし、2021年4月以降の実績を対象とする。

ー以下の書類は、厚真町競争入札参加名簿に登録する企業に限り提出を免除する。ー

オ 印鑑登録証明書(原本)※発行後3ヵ月を超えないもの。

カ 履歴事項全部証明書(原本)※発行後3ヵ月を超えないもの。

※共同事業体で参加する場合は各社の履歴事項全部証明書を提出すること。

キ 財務諸表 ※直近3ヵ年を超えないもの

ク 直近1年間の納税証明書の写し

※国税通則法施行規則に基づく書式にて提出すること(いずれも最新の状態が反映されたものとする。)

※共同事業体で参加する場合は、各社の納税証明書を提出すること

ケ 誓約書・役員の一覧表(暴力団関係)

コ 所属技術者一覧表

(3) 提出部数

1部(正本1部)

(4) 提出方法

ア 持参(平日午前9時から午後5時まで)

イ 郵送(受付期間内必着とし簡易書留で郵送すること。)

(5) 提出先

住 所 〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

宛 先 厚真町まちづくり推進課政策推進グループ

厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務 担当

電話番号 0145-27-3179

F A X 0145-27-2328

電子メール seisaku@town.atsuma.lg.jp

7 質問受付

(1) 受付期間 令和8年9月28日(月)から令和8年10月6日(火) 午後5時まで

(2) 提出方法

以下のいずれかの方法で質問書【様式5号】を提出すること。

ア 持参(平日午前9時から午後5時まで)

- イ 郵送（受付期間内必着とし簡易書留で郵送すること。）
- ウ 電子メール（受付期間内に受信した質問のみ有効とする。）

（３）提出先

参加表明書提出先と同じ。

（４）回答方法

令和８年１０月９日(金)までに町ホームページの本プロポーザル公募ページにおいて公表する。
なお、質問を行った企業名は公表しない。また、本プロポーザルに関係しない又は趣旨と沿わないと判断する質問への回答は行わない。

９ 業務提案書の提出

提出する業務提案書は、書類符号を記した表紙とインデックスを付けて綴じたものを提出すること。
提案書中の文章及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるよう平易な表現に努めること。

（１）受付期間 令和８年１０月１９日(月)から令和８年１１月６日(金) 午後５時まで

（２）提出書類

ア 業務提案書【 様式６号 】

イ 厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務に関する業務提案説明書
（提案趣旨・説明・図面・画像等）【 任意様式 】

ただし、以下の業務提案説明書作成要領に従うこと。

<業務提案説明書作成要領>

- ①用紙のサイズは、Ａ３判・Ａ４判のみ使用すること。
- ②提案説明書の枚数は、６枚以内（表紙を除く）とする。
- ③提案説明書は、両面印刷可とし、１２ページ以内（表紙を除く）とする。
- ④Ａ３判、Ａ４判の混在・綴じ合せは可とする。ただし、混在する場合はＡ３判を折りたたみ、Ａ４判サイズでの綴じ合せとすること。
- ⑤印刷はフルカラー印刷とすること。
- ⑥図や画像等はサイズや画質などに配慮し、明瞭な状態とすること。
- ⑦フォント及び文字サイズは指定なしとする。ただし、視認性・可読性・判読性を考慮し、誤読・誤認が生じないよう配慮したフォント及び文字サイズとすること。
- ⑧グラフや表を用いる場合は、データの属性や項目、単位等を明示すること。
- ⑨使用する言語・通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定めるものとする。ただし、専門用語や製品等の名称・名詞、一般に意味が知られるものについては、この限りではない。

ウ 見積書【 任意様式 】

エ 業務実施体制【 様式７号 】

オ 事業工程表【 任意様式 】

(3) 提出部数

1部(正本1部)、電子データ(PDF)

※電子データの保存媒体は、光学ディスクやUSBメモリ等の汎用記録メディアとすること。

(4) 提出方法

ア 持参(平日午前9時から午後5時まで)

イ 郵送(受付期間内必着とし簡易書留で郵送すること)

(5) 提出先

参加表明書提出先と同じ。

10 1次審査

(1) 審査の実施

1次審査は、書類審査により行い、応募が5者を超える場合は5者を選定する。

(2) 審査結果通知

令和8年11月10日(火)にFAX又は電子メールにより参加者に通知する。

(3) その他

ア 審査内容及び審査結果についての質問等及び審査結果に関する異議は受け付けない。

イ 提出した提案書の変更は認めない。また、新たに提案に関する資料を求めることは想定していない。ただし、選考委員会にて追加資料提出の要望があった場合にはこの限りではない。

11 2次審査(プレゼンテーション)

(1) 審査の実施

2次審査は技術提案書を基にプレゼンテーションにより審査を行う。

ア プレゼン実施日:令和8年11月16日(月)(予定)

イ プレゼン参加者:各提案事業者につき4人以内とする。

ウ プレゼン時間:説明30分以内 質疑応答15分程度

エ プレゼンの順番:業務提案書の提出順に実施する。

(2) 審査結果通知

令和8年11月18日(水)に町ホームページの本プロポーザル公募ページにおいて以下のとおり公表する。

ア 優先交渉権者の名称

イ 順位表(優先交渉権者以外は、事業者名を公表しない。)

ウ 提案事業者数

※通知日は状況により変更する場合があります。

(3) その他

ア 開催日時及び場所等については1次審査結果通知と併せて別途通知する。

イ プロジェクター等によるプレゼンを可とするが、当町が用意する物はスクリーン、プロジェクターと電源のみとする。

ウ 審査内容及び審査結果についての質問等及び審査結果に関する異議は受け付けない。

1 2 審査方法・基準

(1) 審査方法

- ア 1次審査（適格審査・定量的事項審査）と2次審査（選考委員会の審査・定性的事項審査）において総合的な評価を行い、最も総合点が高い提案事業者を優先交渉権者に選出する。
- イ 総合点が最も高い提案事業者が複数ある場合は、2次審査の評価が高い者を第1位とする。
- ウ 提案事業者が1者であった場合でも2次審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は優先交渉権者として選定する。
- エ プレゼンテーション後、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(2) 審査基準

- ア 技術提案書について総合点を評価する。
- イ 評価は点数化し、100点満点とする。

(3) その他

審査項目等の詳細については別紙「厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務 審査基準」によるものとする。

1 3 契約の締結

(1) 契約の締結

優先交渉権者は町と諸条件について協議を行い、契約を締結する。
なお、町は提案内容を尊重しながら、内容の変更を求めることができる。

(2) 留意点

- ア 契約等に関する事務手続きは、町の条例及び規則等の定めるところによるものとする。
- イ 事業提案から契約締結までに発生した諸費用については、優先交渉権者の負担とする。
- ウ 提案金額からの変更は、減額は可能とし、町の指示以外での増額は認めない。

1 4 失格事項

本プロポーザルの参加者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しなかった場合
- (3) 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実について記載しなかった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 5 事業の進行について

- (1) 安全な現場運営と騒音等について周辺に配慮すること。
- (2) 受託者は本事業の進捗状況等について適宜、町に報告を行うこと。
- (3) 本事業で取り扱う情報に対する守秘義務を徹底すること。
- (4) その他本要項、契約書等に記載のない事項又は本事業実施上生じた疑義については、町と受託者で協議の上、これを定めるものとする。

1 6 リスクに関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業においては、本町と受託者が様々なリスクを適正に分担し、厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務が速やかに進捗されることを優先するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容に対する本町及び受託者による分担の基本的な考え方は、「資料1ー主要リスク分担表」のとおりとする。

1 7 その他留意事項

(1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 参加表明申込書提出後に辞退する場合は、参加辞退届【様式8号】を提出すること。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。

(4) 提出書類等は返却しないと同時に、提出された技術提案書等の著作権は、それぞれ参加者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した参加者にすべて帰属するものとする。なお、町は参加者の承諾を得ずに提出された企画提案書等を無償で複製、使用できるものとする。

(5) 技術提案書の作成等、本プロポーザル参加に係る費用は、参加者の負担とする。

(6) 町の配布する資料及び質問に対する回答は、本要項と一体のものとして扱うものとする。

(7) 受託者は、募集要項及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

(8) 本手続において、使用する言語・通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定めるものとする。

(9) 事業の継続が困難となった場合における措置

ア 受託者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、町は受託者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、受託者が当該期間内に改善することができなかった場合には、町は、受託者との契約を解除することができるものとする。

イ 受託者が倒産し、又は受託者の財務状況が著しく悪化し、事業の継続が困難と認められる場合には、町は受託者との契約を解除することができる。

ウ 上記ア又はイの事項により契約を解除した場合には、受託者は、町に生じた損害を賠償しなければならない。

エ 不可抗力その他、町又は受託者の責に帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、町と受託者は、事業継続の可否について協議する。

1 8 補足事項

(1) 工事対象施設概要については、本要項 資料1を参照すること。

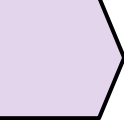
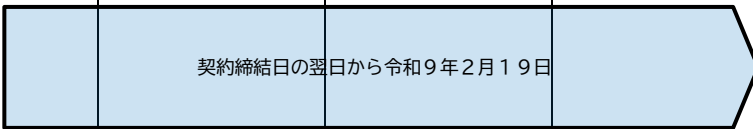
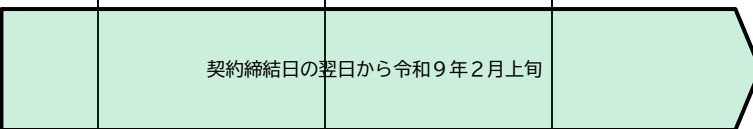
(2) 各業務及び工事に関する詳細、成果品等については「厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務仕様書」によるものとする。

資料 1－主要リスク分担表

種 類	内 容	リスク分担	
		町	事業者
■共通事項			
1. 募集要項	記載内容の変更等	●	
2. 契約締結	事業者の事由による契約締結遅延等		●
3. 政策	町の政策変更による事業の変更・中断・中止等	●	
4. 第三者賠償	事業者の事由による第三者賠償等		●
	上記以外の事由による第三者賠償	●	
5. 住民等対応	事業者の提案内容・業務に対する苦情等		●
6. 発注者責任	事業者が発注する契約の管理・内容変更等		●
7. 不可抗力	業務遂行にあたり天災等の不可抗力により発生した経費等		●
8. 事業の中断等	町の事由による事業の中断等	●	
	事業者の事由による事業の中断等		●
9. 物価上昇	業務期間中、物価上昇による経費増		●
10. 金利	金利の変動		●
■計画・調査			
1. 調査	町が実施した調査または策定した計画等に関するもの	●	
	本事業で行う調査に関するもの		●
2. 計画・仕様変更	町の事由による変更・遅延	●	
	上記以外の事由による変更・遅延		●
3. 資金調達	業務遂行のための金融機関等からの資金調達		●
4. 各種許諾	業務提案書や調査報告書等に使用する写真・イラスト等の使用に関する許諾		●
5. 成果品水準未達	本業務で町が求める調査及び成果水準への不適合によるもの		●

資料2

厚真町新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務 事業進行予定表

項 目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査事業者 公募型プロポーザル		9/28 : プロポ募集公告 11/10 : 一次審査 11/16 : 二次審査 11/18 : 優先交渉権者決定		11/18 ~ 協議 契約			
調査及び普及促進事業 企画業務							
普及促進事業 準備・実施							
完了検査							